## ATM : スーパー定 期 [ 複 利 型 ]

令和3年7月1日現在

	,
1. 商品名	・自由金利型定期預金(M型) (スーパー定期・スーパー定期300[複利型])
2. 販売対象	・定期預金通帳をお持ちの個人の方 ・総合口座通帳に総合口座をセットしているお通帳をお持ちの満 20 才以上の個人の方(詳しくは「総合口座」をご覧ください)  ☆お願い☆ 初めてご契約いただく場合、事前の手続きが必要となりますので、ご希望の方はお通帳・お届出印をご持参のうえ窓口までご来店願います。
3. 期間	<ul> <li>・ 定型方式…3年・4年・5年</li> <li>・ 自動継続扱いとなります。</li> <li>* 定期預金通帳でご契約いただく場合は、元利金継続のみのお取扱いとなります。</li> <li>* 総合口座通帳でご契約いただく場合は、預入時の申し出により元金継続または元利金継続のお取扱いがお選びいただけます。</li> </ul>
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 〈現金〉… 1 回につき 100 万円以下 〈振替〉… 1 回につき 1,000 万円未満 * 1 日あたりの預入回数に制限はありません。 ・スーパー定期 … 1 円以上 300 万円未満 ・スーパー定期 300…300 万円以上 1,000 万円未満 ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1)適用金利 (2)自動継続後の 適用金利 (3)利払方法 (4)計算方法	・ 固定金利…預入日のスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率に 0.01%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。(平成31年1月1日現在)なお、上乗せ利率は、市場動向の変化などにより変更となる場合がありますので、予めご了承願います。 ・満期日における預入期間に応じたスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率を適用します。(上乗せ利率は適用されません)・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算です。
7. 税金	・お利息には、20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利 息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5 %)の税金がかかります。

8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	
10. 中途解約時の取扱い	・この預金を満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により、6ヵ月毎の複利計算したお利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ(9時~17時、電話:03 - 3913 - 1158)にお申し出ください。 ・紛争解決措置…東京弁護士会(電話:03 - 3581 - 0031)、第一東京弁護士会(電話:03 - 3581 - 2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03 - 3517 - 5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出頂くことも可能です。  なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	<ul> <li>この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</li> <li>・ 自動継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨をお申し出ください。</li> <li>・ 自動継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・ 通帳のみのお取扱いとなります。</li> <li>・ マル優のお取扱いはできません。</li> </ul>
14. 預金保険の付保	・ 預金保険制度の付保対象預金です。 1 預金者あたり元本 1,000 万円までとそのお利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとそのお利息が保護されます)